

労災保険率表

平成24年4月1日改正

事業の種類の分類	番号	事業の種類	H24.4.1～	～H24.3.31
林業	02又は03	林業	60/1,000	60/1,000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	20/1,000	32/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40/1,000	41/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	88/1,000	87/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19/1,000	30/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	5.5/1,000	6.5/1,000
	25	採石業	58/1,000	70/1,000
	26	その他の鉱業	25/1,000	24/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	89/1,000	103/1,000
	32	道路新設事業	16/1,000	15/1,000
	33	舗装工事業	10/1,000	11/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	17/1,000	18/1,000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	13/1,000	13/1,000
	38	既設建築物設備工事業	15/1,000	14/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5/1,000	9/1,000
37	その他の建設事業	19/1,000	19/1,000	
製造業	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	6/1,000	6.5/1,000
	65	たばこ等製造業	6/1,000	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4.5/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	15/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7.5/1,000	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	4.5/1,000
	47	化学工業	5/1,000	5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5/1,000	7.5/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000	14/1,000
	62	陶磁器製品製造業	19/1,000	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1,000	26/1,000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5/1,000	7/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	8.5/1,000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	7/1,000	7.5/1,000
	53	鋳物業	17/1,000	19/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10/1,000	11/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5/1,000	7.5/1,000
	55	めつき業	7/1,000	6/1,000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5.5/1,000	6.5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	3.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4.5/1,000	5/1,000
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5/1,000	3/1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4/1,000	4/1,000	
61	その他の製造業	7/1,000	7.5/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5/1,000	5/1,000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9/1,000	11/1,000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	11/1,000	12/1,000
	74	港湾荷役業	16/1,000	17/1,000
電気、ガス、水道 又は熱供給の事	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3.5/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1,000	12/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1,000	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	7/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	3/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1,000	4/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	3/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	

引き下げ業種 35
 据え置き業種 12
 引き上げ業種 8
 合計 55